

## 下関市総合体育館のネーミングライツ・パートナー募集要項

下関市では、下関市総合体育館の供用開始に合わせ、長期的、継続的な運営基盤を確立するための財源を確保し、もって市民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツ（公共施設等の名称に、法人名等の愛称を付与する権利）を導入することにより対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、維持管理費用等を捻出することとし、これを支援頂ける法人（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

### 1. 募集の概要

次の条件で下関市総合体育館のネーミングライツ・パートナーを募集します。

わかりやすく市民に親しまれ、また、下関市総合体育館の設置目的にふさわしい愛称をご提案ください。なお、命名していただくのは、施設の愛称であることから設置条例等の例規改正は行いません。

#### (1) 対象施設

名 称：下関市総合体育館（以下「総合体育館」という。）

所在地：下関市向洋町一丁目11番1号

※詳細は別紙1のとおり

#### (2) ネーミングライツ料（希望金額）

年額500万円以上

※消費税及び地方消費税は、別途必要となります。

※希望金額以上での募集とします。

※初年度（令和6年8月～令和7年3月）分は月割計算（千円未満切捨）とします。

#### (3) 希望契約期間

令和6年8月1日（木）から令和11年3月31日（土）まで

※愛称の使用を開始する時期は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定します。

#### (4) ネーミングライツ・パートナーの特典（スポンサーメリット）

ア 施設の看板、銘板、敷地内サインの表示変更及び新規設置ができます。

ただし、変更及び新規設置の可否、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のう

え決定します。

イ 施設内において、当該契約期間中、ネーミングライツ・パートナーの希望による広告の掲出を認めますので、希望場所及び方法等をご提案ください。

ただし、広告掲出の可否、内容、場所及びサイズ等の詳細については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定します。

また、イベント等主催者の都合により、広告看板のマスキングをさせていただきます場合があります。

ウ 当該施設内に設置予定のデジタルサイネージで広告（PR 映像等）を放映することができます（数回／日）。ただし、広告（PR 映像等）は、ネーミングライツ・パートナーが作成することとし、内容については市の審査があります。

エ ネーミングライツ・パートナーにおいて、自社の福利厚生の一つとして、施設の無償使用権を年1日付与します。また、これに係る施設利用予約の優先順位についても優遇します。ただし、利用条件や日程等については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議、調整のうえ決定することとします。

オ 施設パンフレット等の印刷物（新規作成分）並びに本市ホームページの表示変更は、本市が速やかに実施します。

カ 施設の愛称の普及のため、本市は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、記者発表し、本市のホームページで公表することとし、本市の各種広報において愛称を使用するとともに、施設利用団体にも愛称の使用を働きかけるなど、愛称の普及に努めます。

キ 愛称について本市ホームページに、ネーミングライツに係るサイトを設け、そのサイトからネーミングライツ・パートナーのサイトへリンク設定を行います。

ク その他、ネーミングライツ・パートナーにおいてネーミングライツを活用した提案等がある場合は、協議のうえ、法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱等をいう。以下同じ）への適合を踏まえて決定します。

(5) 愛称の命名条件

ア 施設にふさわしい愛称と、わかりやすく市民に親しまれるものを条件とします。

イ 愛称に「アリーナ」及び「下関」という言葉を含めることを条件とします。また、上記条件について、表記（平仮名、カタカナ、漢字、アルファベット等）は問いません。

※ネーミングライツ・パートナーが、「維新商事株式会社」である場合の例

例：維新商事アリーナ下関

ウ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

- (ア) 法令等に違反しているもの
- (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (エ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (オ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (カ) 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
- (キ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (ク) 個人の氏名
- (ケ) 愛称として適当でないと認められるもの

エ 市民及び施設利用者の混乱を避けるため、愛称はその使用期間中に変更できません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等を変更する場合等、愛称の変更に当たっての相当の理由があると認められる場合を除きます。

オ 必要に応じて条例上の名称を併記させていただく場合があります。

カ 愛称は、商標権及び著作権等の権利関係について問題がないものであることを条件とします。

キ 国又は山口県への補助金申請並びに下関市議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用します。

(6) 愛称等の表示と費用負担

ア 施設の看板、銘板及び敷地内のサイン等に愛称を使用することができます。看板等の変更及び新規設置については、ネーミングライツ・

パートナーが施工し、それに要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

また、契約終了後の原状回復についてもネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

なお、看板等の設置工事等に当たっては、都市公園法（昭和31年法律第79号）、下関市都市公園条例（平成17年条例第289号）、下関市都市公園条例施行規則（平成17年規則第263号）、下関市屋外広告物条例（平成20年条例第77号）及び下関市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第9号）に基づく各種手続きが必要となる場合があります。

イ 特典利用による広告の掲出期間は、愛称の使用期間中とし、広告看板の掲出は、ネーミングライツ・パートナーが施工し、その施工に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

ウ 道路標識、バス等の案内表示については、本市が道路管理者やバス事業者等へ確認を行い、変更が可能なものについては表示の変更を行うことができます。この場合、ネーミングライツ・パートナーが道路管理者やバス事業者等と協議のうえ、表示の変更を行うこととしますが、これに要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとし、契約終了後の原状回復についても同様とします。

#### (7) 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できることとします。次の事項に該当する場合は、応募資格がありません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人

イ 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている法人

ウ 道府県民税、市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）及びその他の租税の滞納がある法人

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きをしている法人

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する法人

キ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する法人

ク 下関市総合体育館の指定管理者の事業目的と競合する法人

下関市総合体育館は、指定管理者制度による管理運営を予定しており、候補者として次の事業者を予定しています。

指定管理期間：本施設及び駐車場の引渡日翌日以降

（令和6年7月予定）～令和21年3月31日まで

事業者：あすも下関株式会社

〔運営〕美津濃株式会社

ケ ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる法人

## 2. 応募の方法

### (1) 提出書類及び部数

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| ア | 参加申出書（様式第1号）  | 1部  |
| イ | 企画提案書（様式第5号）  | 7部  |
| ウ | 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）<br>（原本）、印鑑証明書（原本）                       | 各1部 |
| エ | 納税証明書（参加申込の日から、1月以内のもの）<br>下関市税…市税滞納なしの証明（原本）<br>国 税…納税証明書（その3の3）（原本） | 各1部 |
| オ | 法人役員名簿  | 1部  |

### (2) 募集期間

令和5年7月31日（月）から令和5年8月29日（火）まで

- ・郵送（書留に限る）の場合は、必着のこと。
- ・持参の場合は、受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出先

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号  
下関市観光スポーツ文化部 スポーツ振興課 施設係

(4) 質問の受付

募集要項に関する質問を、次のとおり受付します。

ア 受付期間 令和5年7月31日（月）午前9時から  
令和5年8月21日（月）午後5時まで

イ 受付方法 質問書（様式第4号）に記入のうえ、ファクシミリ  
又は電子メールにより「8. 問合せ先」まで提出して  
ください。

ウ 回答方法 質問に関する回答は、随時ファクシミリ又は電子メー  
ールにて、原則として質問者に対してのみ回答いたしま  
す。

(5) 参加資格の確認

上記（1）の提出書類を受理した後、参加資格の有無を確認し、令和5  
年9月5日（火）までに、参加承認書（様式第2号）又は参加不承認書（様  
式第3号）により通知します。

(6) その他

- ア 応募に要する経費等は、全て応募者の負担とします。
- イ 提出書類等は、返却しません。
- ウ 提出書類等は、必要に応じ複写します。
- エ 提出書類等は、情報公開請求により開示する場合があります。

3. 契約締結までの流れ

(1) 選定委員会の設置及び審査

別途設置する「下関市総合体育館のネーミングライツ・パートナー  
選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別紙2「審査方  
法」により、審査のうえ、優先交渉権者を選定します。

審査日程については、令和5年9月12日（火）から令和5年9月

15日（金）までを予定しています。

(2) 審査結果の通知及び公表

優先交渉権者は、令和5年9月22日（金）までに選定し、その結果については、全ての応募者に審査結果通知書（様式第6号）で通知します。

また、本市ホームページ等で、優先交渉権者及び次点者等を公表します。

(3) 優先交渉権者との協議及び契約締結

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉者として選定された場合は、契約内容について本市と協議を行い、合意に至った場合は、見積書の徴取、契約書の作成及び契約保証金等については、下関市契約規則（平成21年規則第29号）の定める手続に従うこととなります。そのうえで契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

なお、協議は優先交渉権者から行いますが、合意の可能性がないと本市が判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と協議を行います。

4. ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料の支払は、契約期間中の各年度当初に、本市からの請求に基づき支払うこととします。なお、分割して支払うことはできません。

5. リスク負担

(1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

新規に設置した看板、銘板、表示サイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権及び著作権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとなります。

(2) その他のリスク

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定することとします。

6. 契約の解除

愛称の使用期間中に愛称の命名条件や、応募資格を満たさなくなった場合に契約解除する他、ネーミングライツ・パートナーの事情により契約解

除する場合や、信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれたことにより契約解除する場合は、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツ・パートナーがその責めを負うこととします。

この場合、ネーミングライツ・パートナーが本市に対し既に納入したネーミングライツ料は返還しません。

#### 7. 契約の更新

愛称の使用期間の満了に際し、原則としてその8月前までに本市又はネーミングライツ・パートナーの双方から特段の意思表示がないときは、当該愛称使用期間の満了後も同一条件で契約を更新するものとします。この場合において、更新後の契約期間を1年間とし、以後同様とします。

#### 8. 問合せ先

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号

下関市 観光スポーツ文化部 スポーツ振興課 施設係

電話番号 083-231-2789

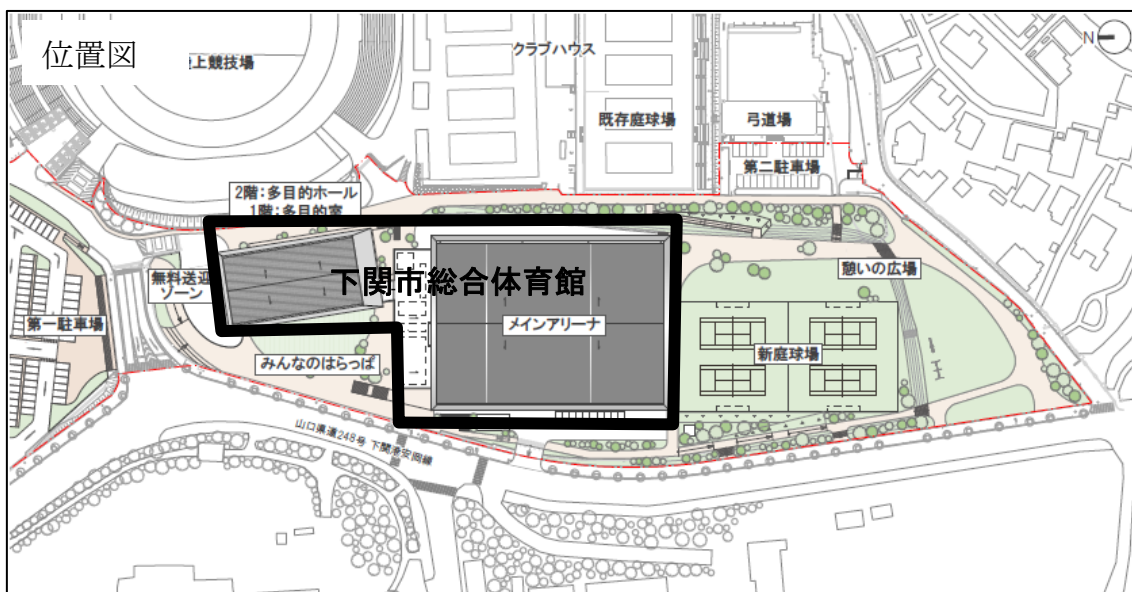
FAX番号 083-231-2746

電子メールアドレス [kitaiiku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:kitaiiku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)



## 施設概要

1. 名 称 下関市総合体育館
2. 供用開始予定 令和6年8月5日
3. 所在地 下関市向洋町一丁目11番1号



4. 構造 鉄筋コンクリート造+鉄骨造（耐火建築物）
5. 面積 建築面積 7,747.09 m<sup>2</sup>  
延床面積 11,907.75 m<sup>2</sup>
6. 主な施設 メインアリーナ（観客席約4,500席、床面積3,207.35 m<sup>2</sup> ※県内最大）、多目的ホール（床面積1,186.04 m<sup>2</sup>）、多目的室4室 ほか
7. 駐車場 台数：約560台 全面供用開始：令和7年4月1日
8. 開館時間 月曜～土曜 午前9時から午後10時まで  
日曜・祝日 午前9時から午後5時まで
9. 休館日 12月30日から1月3日まで

## 1 0. 大会等開催例

令和 7 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）[開催競技：  
新体操・卓球]

屋内競技トップリーグ等公式戦開催予定

## 1 1. 指定管理候補予定者

事 業 者：あすも下関株式会社

[運営] 美津濃株式会社

指定管理期間：本施設及び駐車場の引渡日翌日以降

(令和 6 年 7 月予定) ～令和 2 1 年 3 月 3 1 日

## 1 2. 基本コンセプト

(1) 市民の誰もが安心・安全にスポーツを楽しめる体育館

(2) スポーツを通じて交流を生み出す体育館

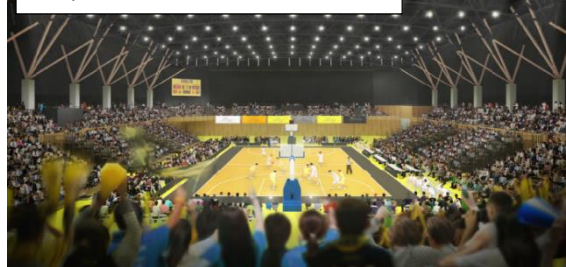
(3) 環境への配慮や災害時の防火拠点となる体育館

(4) 長期的・継続的運営が可能な体育館

鳥瞰パース：施設全体



内観パース：メインアリーナ



内観パース：多目的ホール



内観パース：多目的室



## 審 査 方 法

### 1. 審査方法

ご提出いただいた企画提案書（様式第5号）及びプレゼンテーションにより、「下関市総合体育館のネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員がそれぞれ次の基準に従って審査します。

#### 【審査基準】

	審査項目（審査の観点）	配点
①	法人の経営状況	10
	経営状況の健全性	
②	法人の地域貢献等	10
	地域貢献等の実績の有無 地域貢献等の提案の有無及び実現可能性	
③	愛称案	20
	愛称案の親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、施設のイメージとの整合性	
④	ネーミングライツ料（応募金額）	40
	最高応募金額との比較	
⑤	施設の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案）	20
	施設にふさわしく、実現可能な内容であるか	
	合計	100

#### 【採点方法】

(1) 審査項目④については、次の算式により採点します。

$$\text{応募金額の得点} = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{当該応募金額}}{\text{最高応募金額}}$$

(小数点以下第1位を四捨五入)

(2) 審査項目①、②、③、⑤については、次により採点します。

判断基準	①・②	③・⑤
非常に優れている	—	20点
優れている	10点	15点
標準的である	5点	10点
やや劣っている	—	5点
劣っている	0点	0点

- (3) 審査項目②については、次のような項目を指します。
- ・下関市内における本店・支店・営業所の有無
  - ・下関市主催又は下関市の市民団体等が主催の行事への協賛等の経済的支援
  - ・下関市内でのボランティア等の人的支援・清掃等の社会貢献活動
  - ・下関市民向けのイベントの開催
  - ・下関市又は下関市の市民団体等への寄附

(4) プレゼンテーション

提案内容についての質疑応答等を行います。日時、場所、その他詳細につきましては、参加承認書（様式第2号）の送付時にお知らせいたします。

## 2. 選定方法

- (1) 選定委員会は、応募者が複数ある場合にあっては、優先交渉権者及び次点者、1者である場合にあっては、優先交渉権者の選定を行います。
- (2) 応募者が複数ある場合にあっては、本審査中、最高得点となる得点をつけた委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
- (3) 優先交渉権者の選定の際に、本審査中、最高得点となる得点をつけた委員の数が応募者単位で同数の場合は、審査項目「応募金額」の得点が最も高い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
- 更に、応募金額の得点が同点の場合には、応募者単位の合算した得点が最も高い得点となった応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
- (4) 次点者の選定の際に、最高得点となる得点をつけた委員の数が応募者単位で同数の場合は、審査項目「応募金額」の得点が最も高い応募者を次点者として選定します。
- 更に、応募金額の得点が同点の場合には、応募者単位の合算した得点が最も高い得点となった応募者を次点者として選定します。

- (5) 上記の方法により、優先交渉権者として選定できない場合には、選定委員会において審議のうえ、選定します。(応募者が複数の場合の次点者を含む。)
- (6) なお、委員による採点の結果、各委員の採点結果を合算した点数が各委員の配点を合算した点数の7割に満たない場合、又は、審査基準の各項目に著しく低い点がある場合は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを選定委員会において審議し、優先交渉権者及び、次点者として選定しない場合があります。

様式第1号

参加申出書

令和 年 月 日

(宛先) 下関市長

住 所  
会 社 の 商 号  
代表者職・氏名

下関市総合体育館のネーミングライツに係る公募型プロポーザルに参加します。なお、「下関市総合体育館のネーミングライツ募集要項」の応募資格を全て満たしていること及び提出種類に虚偽がないことを誓約します。

添付書類

- ・参加申出書（様式第1号） 1部
- ・企画提案書（様式第5号） 7部
- ・登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（原本）  
1部
- ・印鑑証明書（原本） 1部
- ・納税証明書（参加申込の日から、1月以内のもの）  
下関市税…市税滞納なしの証明（原本）  
国 税…納税証明書（その3の3）（原本）  
各1部
- ・定款、その他これらに類するもの（原本証明を行ってください。）各1部  
（その他、募集要項の提出種類に掲げた書類を記載）

担当者

ふ り が な  
氏 名  
電話番号  
FAX番号  
電子メールアドレス

様式第2号

下ス第 号  
令和5年(2023年) 月 日

様

下関市長

### 参加承認書

下関市総合体育館のネーミングライツに係るプロポーザルへの参加を承認いたしました。

つきましては、プレゼンテーションを実施いたしますので、実施日時及び実施場所を下記のとおり通知いたします。

#### 記

1 実施日時

2 実施場所

様式第3号

下ス第 号  
令和5年(2023年) 月 日

様

下関市長

参加不承認書

下関市総合体育館のネーミングライツに係るプロポーザルへの参加の申し出につきましては、誠にありがとうございます。

この度、「下関市総合体育館のネーミングライツ募集要項」により、応募資格を確認したところ条件を満たしていないため、プロポーザルへの参加を不承認としますので、通知いたします。



様式第4号

質 問 書

令和5年(2023年) 月 日

(宛先) 下関市長

住 所  
会 社 の 商 号  
代 表 者 職 ・ 氏 名

下関市総合体育館のネーミングライツに係るプロポーザルについて、次のとおり質問します。

質 問 事 項

担当者

ふりがな  
氏 名  
電話番号  
FAX番号  
電子メールアドレス

様式第5号

企 画 提 案 書

①法人概要

会社の商号			
住所			
代表者の職・氏名			
法人の従業員数	人 ( 現在)		
設立年月	年 月		
主な業務概要			
資本金			
支店・営業所等			
決算概要 (直近3年度) ※直近3年度の決算報告書を添付してください。 ※金額には単位を付してください。また、損失を計上している場合には、-(マイナス)を付してください。	事業期間	R . ~ R .	R . ~ R .
	売上高		
	営業損益		
	経常損益		
	法人税、住民税及び事業税		
	当期純損益		
企画提案書の担当者	所 属		
	役 職		
	ふりがな氏名		
	連絡先	電 話 番 号 : F A X 番 号 : メー ル ア ド レ ス :	

②提案の概要（応募の趣旨）

--

③愛称名及び理由

愛称名
愛称名の理由

④応募金額（税抜き）

年額							千円

⑤地域貢献活動などについて（実績と提案は、それぞれ分けて記入してください。）

--

⑥施設の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案）

--

⑦要望事項（希望するスポンサーメリット）

様式第6号

下ス第 号  
令和5年(2023年) 月 日

様

下関市長

### 審査結果通知書

この度、下関市総合体育館のネーミングライツ・パートナーの募集にご応募いただき、誠にありがとうございました。

ご提出いただきました提案書等をもとに、「下関市総合体育館のネーミングライツ・パートナー選定委員会」が審査した結果を、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 応募状況

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| (1) 応募者数   | 者 |   |
| (2) 優先交渉権者 |   | 様 |
| (3) 次点者    |   | 様 |

##### 2. その他

貴者が（優先交渉権者・次点者）に決定いたしました。契約内容につきましては、優先交渉権者との協議を令和5年〇〇月〇〇日（〇）までに行います。本市が同期日までに合意の可能性がないと判断した場合は、当該協議を終了し、次点者と契約内容について協議を行うこととしますので、令和5年〇〇月〇〇日（〇）までにその旨を連絡します。あらかじめ、ご了承ください。